

第 **1** 分野

会社法

会社法

1 各テーマの関連

経営法務

会社法

会社法総論

1-1 会社の種類

株式会社の設立

1-2 会社の設立

1-3 定款記載事項

株主の権利・譲渡

1-4 株式

株式会社の機関

1-5 機関設計のルール

1-6 株主総会

1-7 取締役・取締役会

1-8 監査役・監査役会

1-9 会計参与・会計監査人

1-10 指名委員会等設置会社・
監査等委員会設置会社

資金調達

1-11 資金調達

企業再編

1-12 合併 会社分割

1-13 株式交換 株式移転

1-14 株式取得 事業譲渡

1-15 簡易組織再編 略式組織再編

計算書類

1-16 計算書類 剰余金の配当

内部統制報告書

1-17 会社法・金融商品取引法上の開示制度

株式市場

1-18 株式市場 株式の公開（上場）

中小企業診断士としては、診断先の「会社」について知るためにも、会社法の理解は非常に重要になります。本テキストでは会社法で規定されている「会社の設立」、組織に関する「株式会社の機関」、会社運営をしていくうえでの「株主の権利」「企業再編」「資金調達株式市場」、また会社を管理していくうえでの「計算書類」「内部統制報告制度」について学習していきます。

株式会社の設立では、会社設立までの基本的な流れと手続き方法を「1-2 会社の設立」で学習します。株式会社は定款作成から始まりますが、定款記載事項については「1-3 定款記載事項」、そして会社の組織形態に関する「1-5 機関設計のルール」についておさえましょう。

会社を運営していくには、外部から資金を集める必要があります、これは「1-11 資金調達」で学習します。資金調達の方法の1つとして、株式を使った「1-18 株式市場 株式の公開（上場）」が挙げられます。また株式には種類により権利の内容が異なり、種類株式については「1-4 株式」で学習します。

また会社は運営していくうえで、「1-12 合併 会社分割」「1-13 株式交換 株式移転」「1-14 株式取得 事業譲渡」により結合や分割をして戦略的に企業組織を再編することが可能です。この他にも企業再編には様々な手続きが必要ですが、「1-15 簡易組織再編 略式組織再編」による簡易な手続きも認められています。本試験では頻出論点になりますので、これらの一連の手続きや概要についてもおさえてください。

さらに会社は、株主、債権者の利害を調整するためにも「1-16 計算書類」の作成と公表、投資家への正確な情報提供を「1-17 会社法・金融商品取引法上の開示制度」で規定しており、それぞれの内容・制度をおさえる必要があります。

2 出題傾向の分析と対策

① 出題傾向

#	テーマ	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1-1	会社の種類		1			1	1				
1-2	会社の設立		1	1		1					
1-3	定款記載事項	1	1			1	1	1			
1-4	株式		1			1		2	2	1	1
1-5	機関設計のルール			1			1	1	1		
1-6	株主総会				1						1
1-7	取締役・取締役会		1				1	1	1	1	1

1-8	監査役・監査役会				1			1	1	
1-9	会計参与・会計監査人				1			1		
1-10	指名委員会等設置会社・ 監査等委員会設置会社								1	
1-11	資金調達		1	1		1	1	1		
1-12	合併 会社分割			1	1		1	2	2	2
1-13	株式交換 株式移転			2						
1-14	株式取得 事業譲渡				1					2
1-15	簡易組織再編・ 略式組織再編			1		2				
1-16	計算書類 剰余金の配当				1		1			
1-17	会社法・金融商品取引法 上の開示制度				2		1		1	
1-18	株式市場 株式の公開（上場）			1		1		1	1	3

② 対策

ほぼ毎年3～4割程度が会社法から出題されます。経営法務においては「会社法」の学習は非常に効率がよい領域になり、頻出論点をまずおさえることが経営法務合格への近道となります。まず「機関」に関する問題は、H18年～H26年まで連続で出題されていますので必ずおさえてください。また株式（直近ではH23～H26）に関しては頻出論点ですので、重要ポイントをまんべんなく押さえておく必要があります。

毎年出題されている「企業再編」については対策に注意しましょう。細部の論点を問う難問やケース問題が多く出題されています。重要ポイント・基本的知識を押さえたうえで、消去法等の対応により正答率を高めることが重要です。

経営法務に関しては、基本的知識で正解できる問題を確実に取ること、そして過去問対策により、やや難しい問題の正答率を高めましょう。本テキスト・過去問を活用し、重要論点の整理および過去出題された問題での問われ方を分析することで得点力がアップします。

M

MEMO

1

会社法総論
会社の種類



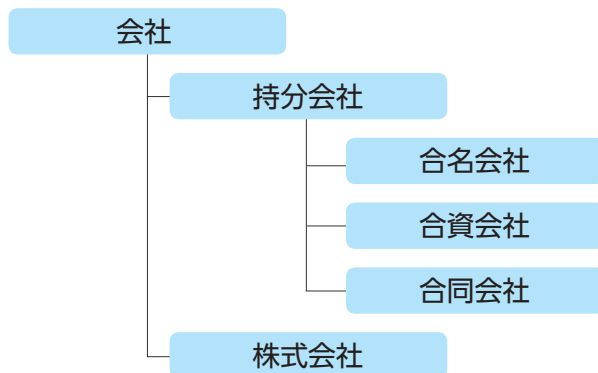
学習事項 合名会社, 合同会社, 株式会社

過去問トライアル解説

このテーマの要点

会社にはどんなものがあるのか？

会社は、個人では難しい大規模な経済活動を行うことを目的として、または、リスクのある事業を行うことを可能とするものとして社会制度上認められたものです。もっとも、会社法上、会社には株式会社の他に合名会社、合資会社および合同会社が規定されています。ここでは、いかなる会社が存在するのか学びましょう。



過去問 トライアル	平成22年度 第6問 (改題) 会社の種類
類題の状況	H21-Q16 H18-Q3

会社を設立しようとしているあなたの友人甲と中小企業診断士であるあなたとの以下の会話を読んで、下記の設問に答えよ。なお、A～Dの空欄には、同一語句は入らない。

あなた：「それで設立する会社の種類はどうするのかい。」

甲：「会社の種類ってなんだい。株式会社のことじゃないのかい。」

あなた：「株式会社以外にも、、、を設立することができるんだよ。」

甲：「へえ。どう違うんだい。」

あなた：「会社法上では、出資者のことを社員というんだけど、その社員の責任の内容が違うんだ。」

というのは、出資者全員が、無限責任社員といって、個人財産で限度なしに責任を負う会社で、逆に、というのは出資者全員が、有限責任社員といって、出資の範囲内でしか責任を負わない会社だよ。」

甲：「へえ。そうすると、というのは、なんだい。」

あなた：「は、無限責任社員と有限責任社員と両方の社員がいる会社だよ。」
 甲：「なるほどねえ。そういえば、ときどきっていう名前も見めるけどこれは会社じゃないのかい。」
 あなた：「それも会社だよ。でも、平成17年に会社法という法律ができたりしたので、平成18年5月からは設立することができなくなったんだ。」

会話中の空欄A～Dに入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

- ア A：合資会社 B：合同会社 C：有限会社 D：合名会社
 イ A：合同会社 B：有限会社 C：合名会社 D：有限会社
 ウ A：合名会社 B：合資会社 C：有限会社 D：合同会社
 エ A：合名会社 B：合同会社 C：合資会社 D：有限会社

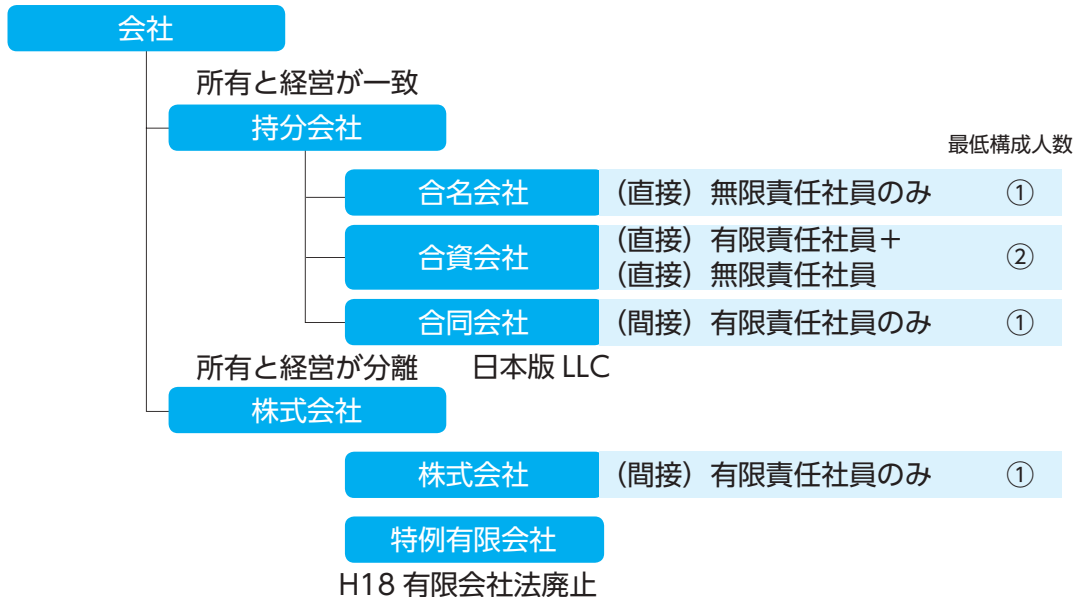
1 会社の種類

【1】 会社の種類

会社の種類は、**持分会社**と**株式会社**に分けられます。**持分会社**は、社員の人的つながりが強い会社形態であり、小規模閉鎖的な会社です。これに対し、**株式会社**は、社員の人的つながりは希薄であり、又、多数の社員が経営にかかわることを予定している会社形態です。

なお、持分会社には、**合名会社**、**合資会社**、**合同会社**があります。

【1-1-1 会社の種類】



[2] 持分会社の特徴

社員の人的つながりが強いことから、内部関係については原則として**定款自治**が認められ、その設計が自由です。そのため、機関についても株式会社のような規制がありません。また、**社債の発行ができるようになりました**。

持分会社の**設立手続は簡素で、定款作成と設立登記のみです**。株式会社のような定款認証が必要ありません。また、持分会社でも現物出資を行うことができますが、不足額填補責任や変態設立事項に関する検査役の調査などは要求されていない点が異なります。

なお、持分会社の定款には、社員が無限責任社員または有限責任社員のいずれであるかの別を記載しなければならないことになっています。

【1-1-2 各会社形態の比較】

社員=出資者（株主）≠従業員

		所有と経営の関係		
		所有と経営が分離 (物的会社) * 組織の規律が厳格	所有と経営が一致 (人的会社) * 組織の内部自治 (=定款自治) が認められる	
出資者(社員・構成員)と 会社債権者との関係	全社員(構成員)が有限責任	株式会社 (含、特例有限会社) * 間接有限責任社員 1名以上	合同会社 (日本版LLC) * 間接有限責任社員 1名以上	有限責任事業組合 (LLP) * 要登記 * 構成員2名以上
	無限責任 最低1人以上の直接無限責任社員(構成員)	—	合資会社 * 直接無限責任社員 (法人も可能)と直接有限責任社員の計2名以上	—
	全社員(構成員)が無限責任	—	合名会社 * 直接無限責任社員1人以上(法人も可能)	—
法人格(権利・義務の主体)の有無		あり	なし	

2 合名会社

① 定義

合名会社とは、**直接無限責任社員のみからなる会社**のことです。小規模の会社形態ですが、社員の人的つながりが強く、実質的には組合といえます。ただ、**法人である以上、権利・義務の帰属主体となります**。

② 特質

社員が直接無限責任を負うことに対応して、社員は業務執行権と会社代表権を持ちます。所有と経営が一致しており、実質的には、社団というより組合に近い人的会社の典型例です。

組合に近いので、出資の目的は、財産・信用・労務のいずれでも良いです。人的会社であることの帰結です。

株式会社とは異なって、会社財産が重視されないため、退社制度が認められますが、人的会社であることから、他人を会社に関与させるべきではありませんので、他の社員の承諾が無い限り、原則として持分の譲渡は出来ません。また、定款によって禁止することも出来ますので、投下資本の回収方法としては有効とはいえません。

③ 設立

合名会社では、株式会社とは異なって、社員の個人財産に対しても会社債権者は会社に生じた債権を行使できますから、債権者保護の要請は低くなっています。

3 合資会社

① 定義

合資会社とは、直接無限責任社員と直接有限責任社員からなる会社のことです。合資会社も人的会社ですから、その実態は合名会社と大差はありません。

② 特質

各社員は原則として業務執行権を有し、義務を負います。ただし、定款の定めにより業務執行社員を定めることが出来ます。直接有限責任社員が業務執行権を有することが従来の商法と異なります。

なお、直接有限責任社員の出資は金銭等に限られ、信用・労務による出資はできません。

4 合同会社

① 定義

合同会社とは、間接有限責任社員からなる持分会社のことです。創業の活発化、協同開発研究、産学連携の促進等を図るために、株式会社よりも柔軟な経営が可能な有限責任の法人を制度化したものです。

② 特質

各社員は原則として業務執行権を有し、義務を負います。ただし、定款の定めにより業務執行社員を定めることが出来ます。間接有限責任社員が業務執行権を有することが従来の商法と異なります。

なお、出資は金銭等に限られ、信用・労務による出資はできません。

③ 設立

社員になろうとする者が、定款作成後、設立の登記をする時までには、その出資にかかわる金銭の全額を払い込み、または、その出資にかかわる金銭以外の財産を全部給付しなければならない点は株式会社と同じです。

持分会社の社員は、会社に対して出資の払戻しや退社した社員が持分の払戻しを請求することができますが、合同会社の場合には、いずれの払戻しについても制限があります。

具体的には、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、出資の払戻しの請求をすることができず、また、定款変更を行っても一定限度を超える払戻しはできません。これに対して、持分の払戻しは認められますが、一定の場合には債権者が異議を述べることも可能です。

OnePoint

持分会社の特徴

持分会社は、所有と経営が一致していることから、以下のような特徴が認められます。

1. 所有と経営の一致を法律上要求する（業務執行は、社員が行わなければならない）
2. 社員全員で定款を作成し、定款変更には、原則として、社員全員の同意が必要
3. 社員全員の同意が無い限り、持分の譲渡も、新社員の加入もできない

5 株式会社

① 定義

株式会社とは、社員の地位が、細分化された割合的単位の形式をとり、その社員が、会社に対し各自の引受価額を限度とする間接の有限責任を負うだけで、会社債権者に対しては直接の責任を負わない会社をいいます。

② 特質

- (1) 所有と経営の分離が認められます（ただし、閉鎖的会社では、株主も経営に参加する意思が強いので、所有と経営の分離の程度が狭くなります）。
- (2) 株主は、**間接有限責任**しか負いません。
- (3) 機関設計の柔軟化が広く認められます。
- (4) **対価の柔軟性**が認められるようになりました（特に合併など）。
- (5) 株主の議決権は、一株一議決権とし、資本多数決の原則が妥当します。株主に退社制度が認められないことから、原則として株式の払い戻しは認められませんが、**株式を譲渡することで投下資本を回収**できます。

6 有限責任事業組合

合同会社と類似のものとして有限責任事業組合があります。これは、合同会社では認められなかった構成員課税を認めるべく、イギリスのLLPに準拠したものです。いずれも構成員の全員が有限責任を負い、また、内部関係については組合的規律が適用される点は同じですが、有限責任事業組合は組合である以上、法人格は認められず、権利義務の帰属主体とはなりません。また、株式会社等の会社との間における組織再編行為は認められません。

【構成員課税】

法人等の利益に対して課税されず、構成員の所得に対して課税する課税制度のことでパススルー課税とも呼ばれます。通常、法人の所得を個人に分配する場合、法人税を支払ったうえで、配当にも課税されますが、構成員課税が利用できる場合、個人の所得税の支払のみで足りります。

【1-1-3 会社・組合形態の比較】

	株式会社	LLC	LLP
資本金	1円以上	1円以上	2円以上
定款認証	必要	不要（要、作成）	定款そのものが不要（契約書）
決算公告義務	有	無	無
配当	出資割合	自由	自由
課税	法人課税＋所得税（二重課税）	法人課税＋所得税（二重課税）	* 構成員課税（パススルー課税）
組織変更	LLCに変更可・LLPに変更不可	（株）に変更可・LLPへ変更不可	（株）・LLCへ変更不可
存続期間	無	無	有

OnePoint LLPの活用事例

LLPが活用されるのは、法人や個人が連携して行う共同事業です。具体的には、

- ・大企業同士が連携して行う共同事業（共同研究開発、共同生産、共同物流、共同設備集約など）
- ・中小企業同士の連携（共同研究開発、共同生産、共同販売など）
- ・ベンチャー企業や中小・中堅企業と大企業の連携（ロボット、バイオテクノロジーの研究開発など）
- ・異業種の企業同士の共同事業（燃料電池、人工衛星の研究開発など）

- ・産学の連携（大学発ベンチャーなど）
 - ・専門人材が行う共同事業（ITや企業支援サービス分野：ソフトウェア開発、デザイン、経営コンサルティングなど）
- 起業家が集まり共同して行う創業

🔑 Keyword

▶ 所有と経営の分離

株式会社の実質的所有者の集合体である株主総会は、本来万能・最高の機関のはずですが、実際には経営の意思や能力がないことが多いです。そこで、株式会社では、株主が業務を執行する取締役等を選任し、原則として、取締役等が経営上の意思決定と執行をします。このように、所有者と経営者が異なることを、所有と経営の分離といいます。

▶ 間接有限責任

間接有限責任とは、株式会社の社員である株主は、会社に対してその有する株式の引受価額を限度とする有限の出資義務を負うだけで、会社債権者に対してなんらの責任も負わないことをいいます。

過去問 トライアル解答

工

☑ チェック問題

株式会社、合同会社は有限責任を負う者のみで、合名会社、合資会社は無限責任を負う者のみで作られる。 ⇒×

- ▶ 合資会社は無限責任と有限責任を負う者の両者で作られる。

M

EMO

2

株式会社の設立
会社の設立

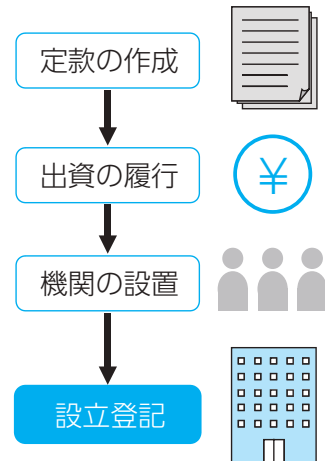


学習事項 合名会社, 合同会社, 株式会社

このテーマの要点

会社設立4つの過程、設立手法を理解！

会社設立手法により手続きがそれぞれ異なります。また登記しなければならない事項もいくつかあります。会社設立には大きく分けて4つのフローが必要です。まず発起人（会社設立の企画者・設立者）により定款（会社の基本ルール）の作成から始まります。そして会社を運営するために株主となる者が会社に財産を提供し、取締役等の機関を設置します。最後に本店所在地において登記をすることで株式会社は設立されます。本テーマでは株式会社設立の流れと、その種類について学習します。



過去問 トライアル	平成18年度 第1問 (改題) 会社の設立
類題の状況	H21-Q3 H19-Q2

依頼者A氏から、小規模な会社を設立して新しい事業を行いたいが、会社法ができたことで会社の設立手続に変更があったのかどうか詳しく教えて欲しいとの依頼を受けた。

あなたのアドバイスとして最も適切なものはどれか。

- ア 株式会社設立の登記を行う際に、出資の履行が行われたことを示す書面を添付しなければなりません。発起設立・募集設立いずれの場合も、当該書面は、銀行預金の残高証明だけで足りることになりました。
- イ 取締役会が設置されない小規模な株式会社の場合であっても、発起人が作成した定款に公証人の認証を受ける必要があります。
- ウ 会社の設立登記は、法律の定める手続きが終了した日など、一定の日から1週間以内に行う必要がある。
- エ 発起設立・募集設立ともに会社設立後の株主総会で取締役等が選任される。

1 会社の設立

会社の設立には**発起設立**と**募集設立**があり、設立の流れが異なるので試験対策上注意が必要です。

① 発起設立

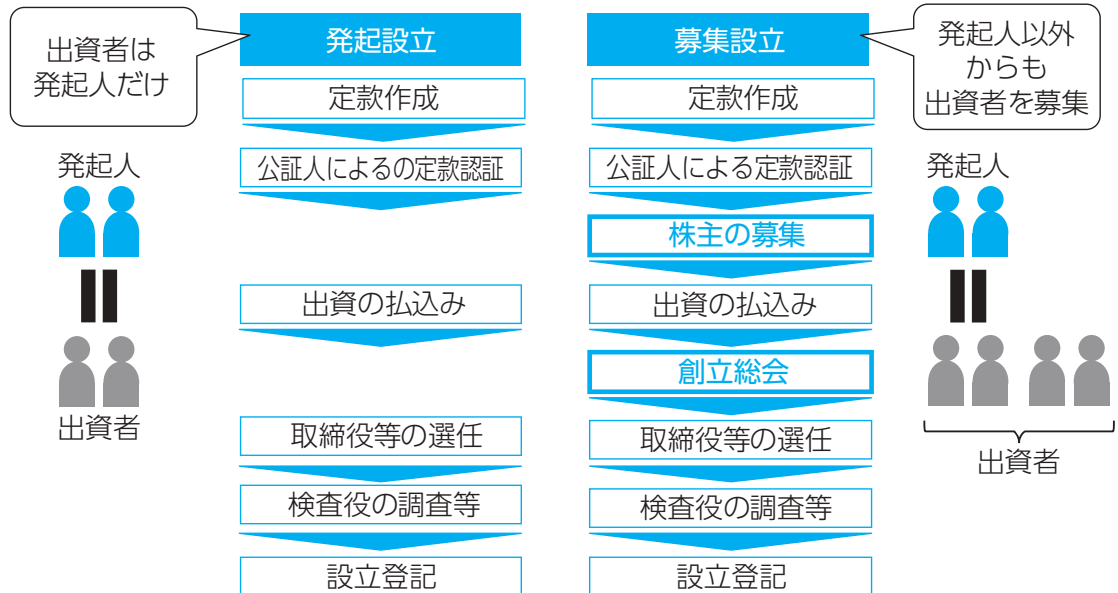
発起設立では、発起人が設立時に発行するすべての株式を引き受けます。

② 募集設立

募集設立では、発起人が設立時に発行するすべての株式を引き受けず、発起人が引き受けなかった株式について、引き受けてくれる出資者を募集します。

なお、いずれの設立方法においても、発起人は必ず1株以上は引き受ける必要があります。

【1-2-1 発起設立と募集設立】



2 発起設立と募集設立の違い

発起設立と募集設立の特徴を理解したうえで、それぞれの違いを押さえましょう。

① 払込取扱金融機関の証明

払込取扱金融機関（銀行・信託会社）への払込時の制度が異なります。

発起設立：払込金保管証明は必要なく、残高証明等の方法で足りる

募集設立：払込金融機関による払込保管証明が必要

② 創立総会

募集設立は発起設立と異なり、発起人以外の不特定多数の株式引受人、出資者がかわるため、払込取扱金融機関の証明、**創立総会**が必要になります。**募集設立**で

は払込後に創立総会が開催されます。募集設立では、株式引受人によって構成される議決機関が設置されます。具体的には、設立に関する事務の監督や決議を行います。募集設立の機関の選任は、創立総会で決議することができます。

③ 設立登記

登記は本店所在地を管轄する法務局（登記所）で行われます。この設立登記は一定の日から2週間以内に行わなければなりません。発起設立と募集設立では一定の日の基準が異なります。

発起設立：設立時取締役等の設立手続調査が終了した翌日または発起人が定めた日から2週間以内

募集設立：創立総会の終結の日の翌日から2週間以内

3 設立登記事項

設立登記がなされることにより、法人格が付与され、会社が成立します。設立登記は法人が実在するという証明書に当たり、登記の後でなければ、善意の第三者（当事者間に存在する特定の事情を知らない第三者）に対抗できません。

過去問 トライアル解答

イ

☑チェック問題

定款は法務局で認証を受けなければならない。

⇒×

▶ 定款の認証は公証人に受ける。

M

EMO

3

株式会社の設立
定款記載事項



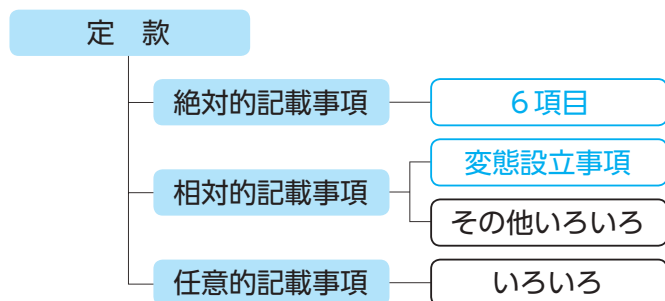
学習事項 定款記載事項, 変態設立事項, 事後設立

過去問トライアル解説

このテーマの要点

変態設立事項および検査役の役割について理解!

本節では定款記載事項について学習します。会社設立時の定款には絶対的記載事項、相対的記載事項（変態設立事項）、任意的記載事項が記載されます。試験対策上では、絶対的記載事項、変態設立事項の概要をおさえ、また検査役の調査を要しないケースを理解することが重要になります。また、財産引受の潜脱として行われる事後設立についても合わせて学びましょう。



過去問 トライアル	平成23年度 第1問 変態設立事項（現物出資）
類題の状況	H22-Q1 H21-Q3 H18-Q1 H17-Q4

A、B、C、Dの4人は、株式会社を設立することを考えている。4名全員が発起人となり、資本金額は1,200万円を予定しており、各人の出資内容は以下のとおりである。また、A、B、Cは取締役となり、Dは監査役となる。Dは税理士である。これに関し、下記の解答群のア～エに示す4人の発言のうち最も適切なものを選び。

（出資内容）

- A：現金50万円、X社株式250万円分（X社は東京証券取引所一部上場企業）
- B：商品300万円分
- C：現金200万円、什器備品類100万円分
- D：現金300万円

ア Aの発言

「私が現物出資するX社株式は、上場企業の株式であるので、定款認証の日の6か月前から前日までの終値の平均の金額を基準として算定してあれば、検査役の検査は不要となるはずだ。」

イ Bの発言

「私が現物出資する商品は、税理士であるDがその金額が相当であることについて証明してくれれば、検査役の検査は不要となるはずだ。」

ウ Cの発言

「A、Bが現物出資する物について検査役の検査が不要となれば、私が現物出資する什器備品類だけなら100万円分なので、検査役の検査は不要となるはずだ。」

エ Dの発言

「検査役の検査が必要となると面倒だから、Aが出資する株式は150万円分、Bが出資する商品は250万円分として、それぞれ現金を増やそう。そうすれば、現物出資の総額が500万円だから、検査役の検査は不要なはずだ。」

1 定款の記載事項

株式会社の設立には、まず定款の作成が必要になります。この定款は、発起人が作成します。作成された定款(原始定款)は、公証人の認証を受ける必要があります。この認証がないと、定款の効力は発生しません。

この定款は、電磁的記録によって作成することができます。定款には、次の事項を記載します。

[1] 絶対的記載事項

基本的かつ重要な事項であり、この記載がなければ定款は無効です。

【1-3-1 絶対的記載事項】

①会社の目的	会社の事業目的を記載する。
②商号	会社が自己を表すために用いる名称。
③本店の所在地	最小行政区画(市町村/東京特別区)により記載することが可能。
④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額	これに記載された額以上の財産が現実に出資されなければならない。
⑤発起人の氏名または名称および住所	これに記載されたものが発起人となる。定款に発起人として署名した者は、実質的な発起人でない場合であっても、法律上、発起人として扱われる。
⑥発行可能株式総数	株主総会の決議によらず、取締役会の決議だけで発行することができる株式数で、この上限の範囲内であれば、取締役会で自由に株式を発行できる(取締役会設置会社の場合)。 ※公開会社は、発行済株式総数の4倍が上限。

[2] 変態設立事項(相対的記載事項の代表格)

発起人の権限濫用が生じやすく、また会社に対する重大な損害を与えかねない一

定の事項については、変態設立事項として、特別の規制に服するものとされています。変態設立事項とされるものについては、定款への記載が要求され、また、検査役の調査など、特別な手続が付加されています（詳しくは図1-3-2参照）。

【1-3-2 変態設立事項】

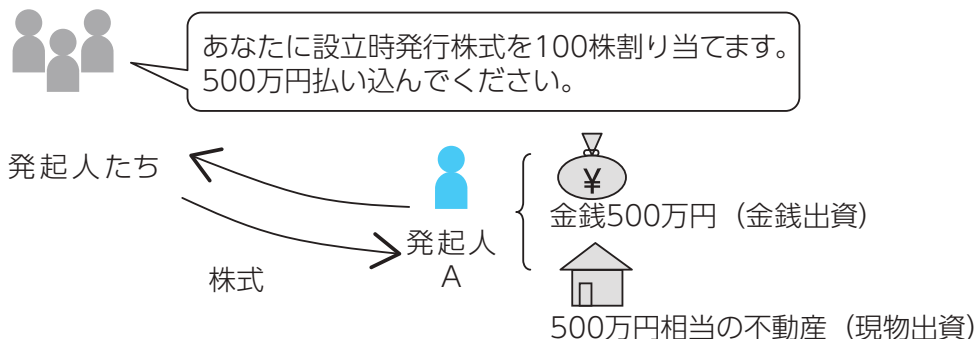
変態設立事項	意義	趣旨
現物出資	金銭以外の財産をもってする出資。設立時においては、発起人のみがなしうる。	目的物が過大に評価され、成立当初からその財産的基礎が害される事態を防止する。他の出資者との公平。
財産引受け	会社のために会社の成立を条件として特定の財産を譲り受けることを約する契約。開業準備行為の1つ。発起人以外もできる。 ex. 製品の原材料を会社の成立後に譲り受けることを約する契約	目的物の過大評価により、会社財産が害されることを防止する。現物出資規制の潜脱防止。
発起人の報酬その他の特別の利益	設立中の会社の機関として行った労務に対する報酬その他の利益。	「お手盛り」により会社財産が害されることを防止する。
設立費用	会社設立に必要な取引行為から生じる費用のうち、会社が負担すべきもの。	無制限な負担により会社の財産が害される事態を防止する。

① 現物出資

金銭以外の財産をもってする出資です。株式会社の設立の際に現物出資できるのは、発起人に限られます。現物出資する者の氏名・名称・当該財産およびその価格ならびに当該出資者に対して割り当てる設立発行株式の数について、定款に記載しなければなりません。

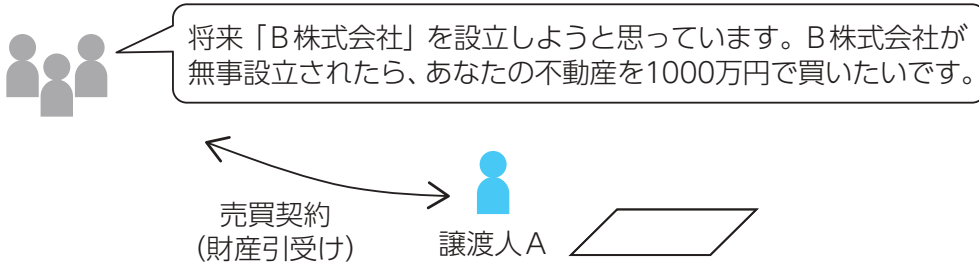
例えば、設立時発行株式1株が5万円で発行される場合に、設立時発行株式を100株引き受ける場合、

500万円の金銭で出資をするのが原則ですが、500万円相当の不動産や債権を出資することも、400万円の金銭のほか、100万円相当の債権を出資することもできます。



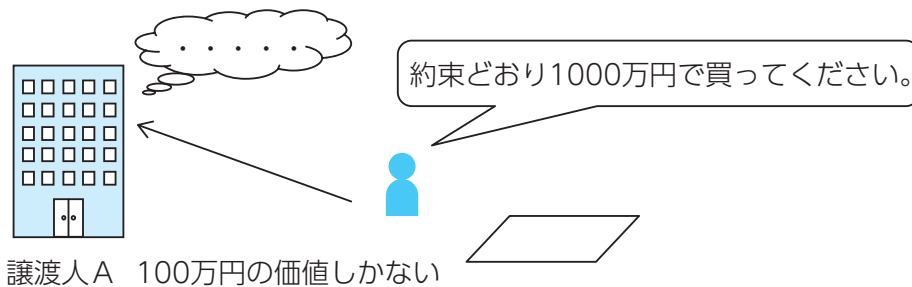
② 財産引受け

会社の成立を条件として、成立後の会社のために一定の事業用の財産を譲り受ける契約をいいます。成立後に譲り受けることを約した財産およびその価額ならびに譲渡人の氏名・名称を定款に記載しなければなりません。



財産引受けをする場合、定款には①財産引受けの対象となる財産とその価額、②譲渡人の氏名または名称を定めなければなりません。

譲渡人は会社設立後株主となるわけではありませんが、目的財産を過大に評価してしまうと、会社はその分損をしてしまいます。そのため、現物出資同様、厳格な規制がされています。



③ 検査役の調査を要しない場合

変態設立事項は検査役の調査が必要ですが、以下の場合は不要になります。

- 少額の場合：現物出資財産等で、**定款に記載、記録された価格が500万円を超えない場合。**
- 目的物が市場価格のある有価証券の場合：**市場価格のある有価証券であり、定款で定める価格がその相場を超えない場合。**
- 弁護士等の証明を受けた場合：定款に記載、記録された価格が相当であるとして、**弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士または税理士法人の証明を受けた場合**（目的物が不動産であるときは、不動産鑑定士の鑑定評価が必要）。

2 事後設立の手續きと変態設立事項との比較

事後設立は、時期を少しずらすだけで、財産引受けの規制を免れることがないよう、株主総会の特別決議による承認を得なければなりません。従来は、事後設立に関しても、検査役の調査が必要でした。平成17年の会社法改正で、検査役の調査にかかるコストやスケジュール等、事業運営に障害が生じないように規制が緩和され、検査役の調査規定は廃止されました。これにより、中小企業における事後設立が機動的にできるようになりました。

なお、事後設立は変態設立事項ではなく、相対的記載事項でもありません。

【1-3-3 事後設立と変態設立事項との比較】

	現物出資 (注1)・(注2)	財産引受 (注3)	事後設立
内容	金銭以外の財産による出資で、現物出資者は、発起人に限られる	発起人が、会社の設立を条件として、会社のために特定の財産を譲り受けることを、会社の設立前に結ぶ契約	会社の成立後2年以内に、成立前から存在する財産で、事業のため継続して使用するものを、会社の純資産額の5分の1超に当たる対価で取得する契約
原則	①原始定款への記載、記録 ②検査役の調査（検査役の選任は、会社の本店所在地の地方裁判所へ発起人が申し立てる）		①株主総会の特別決議の承認 ②検査役の調査不要
例外	<検査役の調査を要しない場合> ①対象財産の総額が500万円を超えない場合 ②対象財産が市場価格のある有価証券（取引所相場・店頭登録・グリーンシート銘柄）であり、定款で定める価格がその市場価格を超えない場合 ③現物出資・財産引受けが相当であることにつき、弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人、税理士または税理士法人の証明を受けた場合（不動産の場合には、不動産鑑定士の鑑定評価も必要）		新設合併、新設分割または株式移転により設立された会社は、株主総会の特別決議は不要 (注4)

(注1) 資産として計上することが可能で、かつ譲渡可能なものであれば、出資の目的物とすることができる（動産、不動産、有価証券、債権、知的財産権、事業の全部または一部も可能）。

(注2) 会社成立時における実価が定款所定の価格に比して著しく不足する場合には、現物出資者および財産引受けの譲渡人である発起人が不足額の填補責任（無過失責任）を負う。

(注3) 特定の財産は、積極財産、消極財産の両方の財産を含む事業でもよい。

(注4) 会社法467条1項5号括弧書。既に、組織再編行為を行った会社に、再度、株主総会の特別決議を要求する必要はないからである。

過去問 トライアル解答

工

☑チェック問題

現物出資に検査役の調査が不要となる範囲が拡大されたので、現物出資財産について定款に記載された価額の総額が500万円以下であれば、検査役の調査は不要である。 ⇒○